

外国為替証拠金取引約款

新旧対照表

新	旧
第 1 条～第 6 条 （略） （建玉限度額） 第 7 条 1 本取引における 1 注文あたりの建玉限度額及び総建玉限度額は、当社が定めるものとします。なお、総建玉限度額は、<u>全通貨ペアの既存建玉及び新規建注文（未約定も含みます。）の数量（通貨ペア毎に売建玉と買建玉の大きい数量を採用します。）</u>に、当社の定めるレートに乗じて算出します。 2 （略） 第 8 条～第 15 条 （略） （取引の制限） 第 16 条 （略） ①～⑤ （略） <u>⑥ お客様が当社への届出事項に疑義を生じさせる行為を行った場合</u> <u>⑦</u> （略） 第 17 条～第 22 条 （略） （取引の変更、中止又は廃止） 第 23 条 1 <u>当社は</u>、天災地変、経済事情の激変等その他やむを得ない事由がある場合、本	第 1 条～第 6 条 （略） （建玉限度額） 第 7 条 1 本取引における 1 注文あたりの建玉限度額及び総建玉限度額は、当社が定めるものとします。なお、総取引数量は、既存建玉数量に新規建て注文の数量を加えた数量（同一の通貨ペアが買建玉と売建玉が混在する場合は取引金額の大きい建玉）に、当社の定めるレートに乗じて算出します。 2 （略） 第 8 条～第 15 条 （略） （取引の制限） 第 16 条 （略） ①～⑤ （略） （新設） ⑥ （略） 第 17 条～第 22 条 （略） （決済条件の変更） 第 23 条 1 お客様は、天災地変、経済事情の激変等その他やむを得ない事由に基づいて、

取引の全部又は一部の提供を変更し、又は、お客様への事前の通知により、中止若しくは廃止することができるものとします。

2 お客様は、前項により通知された本取引の中止又は廃止日までに、対象となるすべての取引の決済を行うこと、及び本取引の廃止の場合には預託金残高の出金をするに予め同意するものとします。

3 お客様は、第1項により通知された本取引の中止又は廃止日までに建玉の決済を行わなかった場合、当該中止若しくは廃止日又は当該中止若しくは廃止日の前営業日の取引時間の最終時点に、当社がお客様の計算において建玉の決済を行うことに予め同意するものとします。

第24条～第31条 (略)

(免責事項)

第32条

①～⑤ (略)

⑥ お客様のコンピュータのハードウェアやソフトウェアの故障、誤作動及び処理速度の低下、当社及び当社が運営・管理等を委託している先のコンピュータシステム、ソフトウェアの故障、誤作動及び処理速度の低下、市場関係者や第三者が提供するシステム、オンライン、ソフトウェアの故障、誤作動及び処理速度の低下(第三者による妨害、侵入、情報改変等による場合を含みます)など、取引等に関する一切のシステムに起因する損害

⑦～⑨ (略)

第33条～第36条 (略)

(2022年11月施行)

当社が決済条件の変更を行なった場合には、その措置に従うものとします。

(追加)

(追加)

第24条～第31条 (略)

(免責事項)

第32条

①～⑤ (略)

⑥ お客様のコンピュータのハードウェアやソフトウェアの故障、誤作動及び処理速度の低下、当社及び当社が運営・管理等を委託している先のコンピュータシステム、ソフトウェアの故障、誤作動及び処理速度の低下、市場関係者や第三者が提供するシステム、オンライン、ソフトウェアの故障、誤作動及び処理速度の低下(第三者による妨害、侵入、情報改変等による場合を含む)など、取引等に関する一切のシステムに起因する損害

⑦～⑨ (略)

第33条～第36条 (略)

(2022年4月施行)